

合併問題調査研究報告書



石狩市・厚田村・浜益村合併問題研究会

目 次

はじめに	・・・ 1 P
1 人口	・・・ 3 P
(1) 現状	
(2) 将来推計	
2 3 市村の 1 0 年後の財政推計	・・・ 5 P
(1) 歳入	
(2) 歳出	
(3) 歳入歳出比較	
3 合併による効果	・・・ 1 2 P
(1) 財政規模及び職員数	
財政規模の推計	
普通会計職員数の推計	
(2) 財政支援措置	
普通交付税の算定の特例 (合併算定替)	
地方債の特例 (合併特例債)	
補助金	
特別交付税措置	
4 期待されること及び懸念されること	・・・ 2 3 P
5 住民サービス等の現状	・・・ 2 5 P
おわりに	・・・ 2 8 P

はじめに

21世紀を迎えて地域社会を取り巻く環境は、少子・高齢化の急速な進行や高度情報化の進展、また、地球的規模での環境問題など大きく変わってきています。住民生活に最も身近な基礎的自治体である市町村には、こうした環境の変化や地域の政策課題に対応し、住民福祉の維持・向上を図るという重要な役割が期待されています。

我が国の財政は、長引く景気の低迷により、国と地方を合わせた長期債務残高が平成14年度末には約693兆円に達するものと見込まれ、そのうち地方の借入金残高が195兆円を占めることから、国・地方を通じて極めて厳しい状況にあります。

現在、多くの地方自治体は、国からの地方交付税や補助金に依存し、また、地方債の発行などで財政運営をしています。こうした状況が続けることはもはや困難な状態にあり、将来においては行政サービスの質・量の低下を招く恐れがあると言われています。

特に、人口規模の小さい市町村では、急速な人口減少や少子・高齢化が進む傾向にあり、日常生活圏の拡大とも相まって、住民の多様なニーズに的確に対応し住民福祉の充実を図るうえで難しい局面を迎えることが予想されています。

こうしたことから、国は、基礎的自治体である市町村の行政サービスを維持・向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、「市町村の合併の特例に関する法律」を一部改正し、平成17年3月31日を期限とする各種の支援措置を打ち出して市町村合併を進めています。

道においては、平成12年9月に「市町村合併推進要綱」を策定し、93とおりの合併パターンを示すとともに、合併に向けて取り組みを進めている地域を対象に、合併準備の費用に対する補助や法定協議会への委員や事務局職員の派遣などの措置を講ずることとして、市町村の自主的な合併を積極的に支援することとしています。

市町村合併問題は、地方自治体にとって、将来の自治体運営や住民に対する行政の責任などを考えたとき避けて通ることの出来ない課題であり、真剣に検討しなければならないものと認識しなければなりません。

石狩湾に面した石狩市、厚田村及び浜益村は、古くからニシン場所やあきあじ漁で栄えてきたところであり、歴史的、文化的に深いつながりを有し、地理的にも連続しています。近年においても、水産業という共通する産業を通じて「沿岸3町村」と呼ばれるような町村同士の交流が行われてきました。

また、この3市村では、隣接する自治体として他の2町村を加え、ごみ・し尿処理事業及び消防事務を共同で処理しています。

こうしたことから、市町村合併を検討するにあたって、道が示した合併パターンの一つであり、また、歴史や文化を共有し、共通した産業による交流が行われ、現在も広域

で自治体の事務の一部を共同で処理している石狩市・厚田村・浜益村の３市村が協議し、事務レベルで市町村合併について研究する組織として平成１４年１月２３日に「石狩市・厚田村・浜益村合併問題研究会」を設立しました。

この研究会では、３市村の人口動態、少子・高齢化など社会的条件や日常社会生活圏の状況、また、自治体の行政体制や財政状況などの現状を把握し、合併についての課題や効果などについて調査・研究をしました。

1 人口

(1) 現状（国勢調査人口）

◇石狩市

昭和40年代に宅地開発が行われたこと等から、昭和45年には10,503人と初めて1万人を超え、その後、急激に増加し、昭和55年には33,626人と昭和50年の2倍以上になり、平成7年までは2桁以上の増加率でありましたが、平成12年には全回対比2,358人、4.5%の増と伸率は鈍化しています。

◇厚田村

大正9年の7,256人をピークとして減少した人口も戦後ニシンの豊漁に合わせ、6,722人まで回復しましたが、ニシン漁の突然の不漁や、小規模農業者の離農、また、林業の衰退などから昭和30年以降は急激に減少しました。

しかし、昭和50年代の後半に入り、サケ漁など育てる漁業の確立や、農業経営の大型化による離農の減少、更にはトーメン団地への定住が進んだことから、人口の減少に歯止めがかかり横ばい状態となりましたが、ここ数年は若干の減少傾向にあります。

◇浜益村

明治後半から大正、昭和前半にかけて、産業の中心だったニシン漁の盛衰に大きく影響を受けながらも、増加を続け、昭和30年には、国勢調査9,082人のピークを迎えました。しかし、その後水産業をはじめとする基幹産業の衰退により、昭和後期にかけて急激に減少し、近年になって減少傾向はいくぶん鈍化しつつあるものの、依然として若年層を中心とした流出、高齢化の進行と出生数の低下による自然減が続き、減少が続いています。

(2) 将来推計（「市町村の将来人口」財団法人統計情報研究開発センター）

◇石狩市

平成37年までは増加するものの、平成42年には減少します。

なお、高齢者比率は、いわゆる団塊の世代の人口構成が高いことから、急激に増加し、平成32年には31.7%と30%を超え、全道平均（30.6%）よりも高くなります。

◇厚田村

減少傾向は続き、平成37年には1,982人と2,000人を割ることとなります。

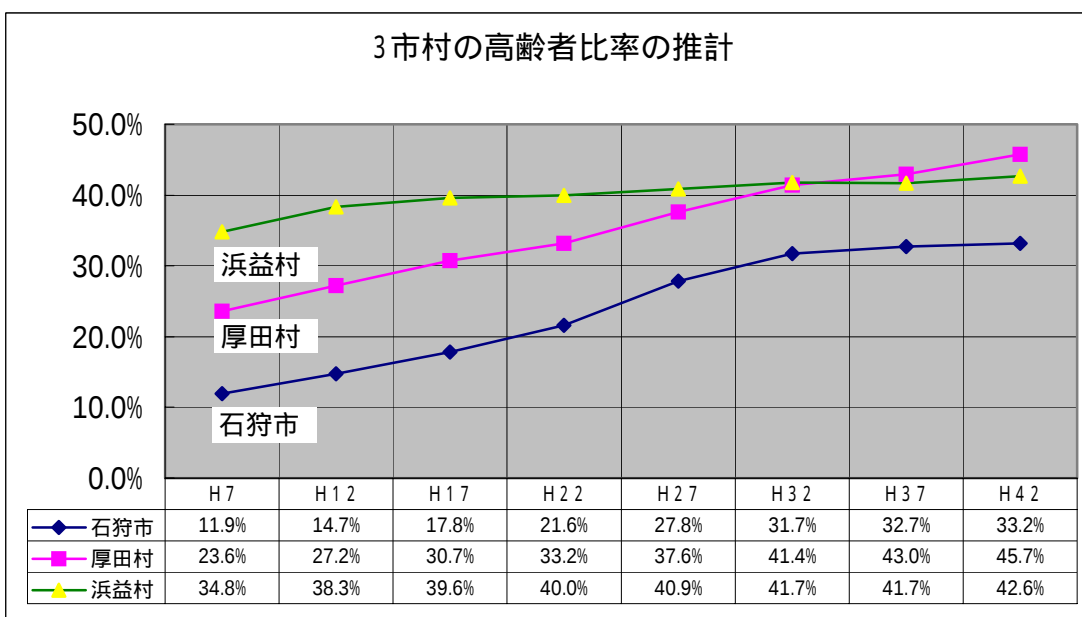
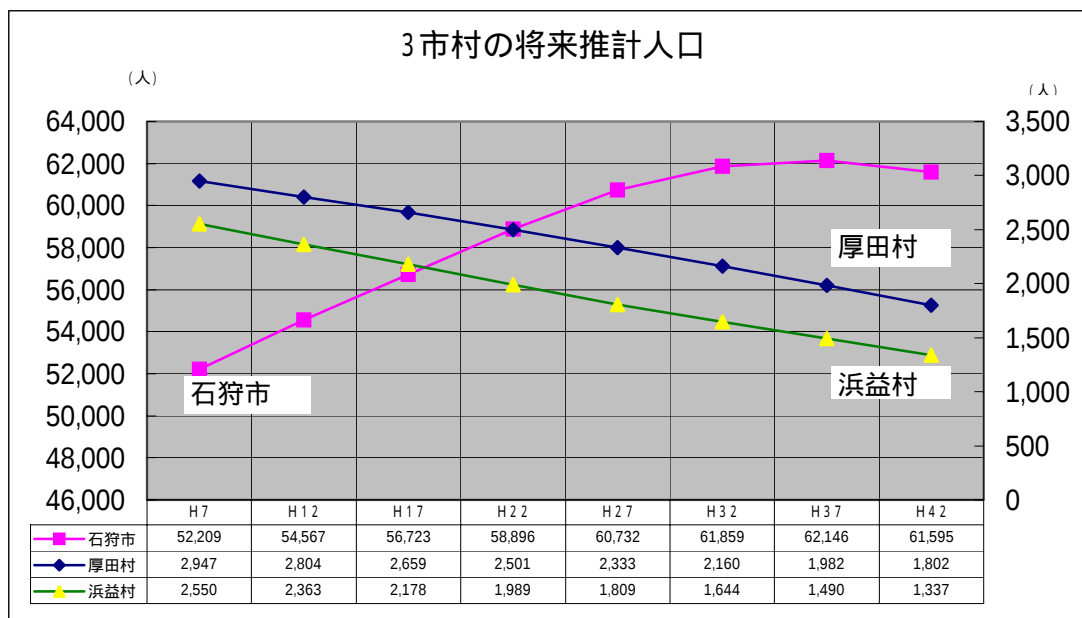
なお、高齢者比率は、年々増加し、平成17年には30.7%と30%を超え平成42年には45.7%と半数近くが高齢者となります。

◇浜益村

減少傾向は続き、平成37年には1,490人と1,500人を割ることとなります。

ます。

なお、高齢者比率は、平成22年には40.0%となり、平成42年には42.6%となります。



厚田村及び浜益村については、今後も引き続き人口は減少の一途をたどり、高齢者比率も40%を超えることが予測されます。また、石狩市においても、急激な高齢化が進むことが予測されます。

今後、少子・高齢化対策への行政需要が益々拡大するとともに、人口の減少、高齢者人口の増加などにより、地方交付税や地方税の減少が懸念されます。

2 3市村の10年後の財政推計

各市村の平成14年度から平成23年度までの財政状況について一定の基準のもとに推計を行いました。

推計に当たっては、将来における経済情勢や地方財政制度など流動的な部分も多いことから、平成13年度の決算額を基準として、機械的な手法により各市村の将来の収支状況を試算しました。

推計における各市村共通の主な条件については、次のとおりです。

●歳入では、市（村）税と地方交付税が一般財源の大部分を占めていますが、地方交付税は市（村）税など地方公共団体の財源不足を補うものであり、原則的に市（村）税と相関関係にあります。この関係を用いて各市村の推計を比較しやすくするため、市（村）税を平成13年度決算額に固定した上で、地方交付税において一般財源の増減を推計しました。

●財政調整基金や減債基金など収支不足を補てんするための基金の繰入れは、行わないものと仮定し推計を行いました。

●人件費（歳出）については、各市村が独自に想定している将来の人員計画や給与制度見直しなどによって、推計値が大きく変化するため、平成13年度決算額で推移させることとし、各市村の条件を一致させました。

●減税補てん債及び臨時財政対策債は、その償還にあたって全額が地方交付税で措置されるものであり、経年比較が複雑になることから、公債費（歳出）、地方交付税（歳入）双方に計上しないこととしました。

（1）歳入

◇石狩市

市税については、平成13年度の決算額とし、平成14年度以降同額としました。地方交付税については、平成14年度の交付額を基準とし、平成15年度以降各年度3%の伸び率を上限値とし、また、伸び率がゼロ（平成14年度と同額）となるものを下限値として推計を行いました。

また、地方債については既に事業に着手している花川南地区の公共施設建設事業、緑苑台小学校の買い取りなどの大型事業を見込んだ上で、建設事業に充当する地方債を10年間で約100億円程度と見込んで推計しました。

歳入総額としては平成23年度において、上限値で約263億円、下限値で約250億円となり、その差が約13億円となっています。

◇厚田村

村税については、13年度決算額とし平成14年度以降同額としました。地方交付税については、平成14年度の交付額を基準とし、平成15年度以降各年度の伸び率ゼロを上限値とし、また、伸び率をマイナス2.2%となるものを下限値として推計を行いました。

地方債については、平成14年度からスタートしている第4期総合計画などにおいて取りまとめた平成14年度から平成16年度の3ヶ年の事業計画等に基づき推計しました。

◇浜益村

村税については、平成１３年度の決算額とし、平成１４年度以降同額としました。地方交付税については、平成１４年度の交付額を基準とし、平成１５年度以降伸び率ゼロ（平成１４年度と同額）を上限値とし、また、各年度マイナス２．２％となるものを下限値として推計しました。

また、地方債については、平成１４年度のみ既に事業に着手している特別養護老人ホーム・痴呆性高齢者グループホーム建設事業の繰越明許額を見込み、平成１５年度以降は農業基盤整備事業を見込んだ上で、毎年２億円程度の建設事業に充当する地方債を見込み推計しました。

歳入総額としては、平成２３年度において上限値で約２２億６千万円、下限値で約２０億２千万円となり、その差が約２億４千万円となっています。

（２）歳出

◇石狩市

公債費については、平成１７年度を償還額のピークと見込んでいますが、その後の減少幅は比較的小さいものと考えられます。このことは、平成９年度から平成１１年度の間に借入れた約１３５億円の市債の償還がほとんど残っていることによるもので、これは平成１３年度末における市債残高の約４９％に相当する額です。

扶助費については、平成１３年度決算を基準に、高齢者人口の推計と同率の伸びを見込みました。

また、投資的経費については市債発行額との見合いで概算額を見込みました。

その結果、歳出総額としては各年度とも２５０億円台から２６０億円台で推移する見込みです。

◇厚田村

公債費については、平成１３年度が償還額のピークであり、それ以降については、総合計画などにに基づき推計しています。なお、起債メニューによらないで公債費を推計する場合、次の償還条件により一律推計しています。

利率：１．５％ 償還期間：１５年（うち３年据置） 償還方法：半年賦元金均等

扶助費については、過去の推移及び高齢化率の将来見込みなどにより平成１４年度を基に平成１５年度以降の伸び率を１％とし、推計しています。

その結果、歳出総額としては、平成１５年度の約３５億円をピークとし、その後は減少する見込みです。

◇浜益村

公債費については、平成１３年度において既に償還のピークを終え、その後毎年減少し、平成２３年度においては、ピーク時と比較しマイナス３８．４％と大きく減少する見込みです。

扶助費については、平成１３年度決算を基準に、平成１４年度以降毎年１％の伸

び率で推計しました。

また、投資的経費については、村債発行額との見合いで概算額を見込み推計しました。

歳出総額としては、平成 14 年度のみ特別養護老人ホーム・痴呆性高齢者グループホーム建設事業の関係で 30 億円を超える規模となる見込みですが、その後、平成 15 年度の約 24 億 1 千万円から毎年減少し、平成 23 年度では約 22 億 5 千万円となる見込みです。

(3) 歳入歳出比較

◇石狩市

歳入で上限値を使用した場合では、各年度において収支不足が生じながらもその額が 3 億円から 8 億円程度で推移するのに対し、下限値を使用した場合では収支不足は増加を続け平成 17 年度以降では 10 億円を超える収支不足が生じることとなります。

◇厚田村

歳入で上限値を使用した場合では、平成 15 年度の約 1 億 7 千万円の収支不足をピークとして、その後年々減少し、平成 22 年度には黒字に転ずる見込みです。

また、下限値を使用した場合では、収支不足額が毎年度約 2 億円から約 3 億円程度見込まれます。

◇浜益村

歳入で上限値を使用した場合では、平成 15 年度の約 1 億 5 千万円の収支不足をピークとして、その後年々減少し、平成 22 年度には黒字に転ずる見込みです。

また、下限値を使用した場合では、収支不足額が毎年度約 1 億 8 千万円から約 2 億 3 千万円程度見込まれます。

現状の推移においては、3 団体いずれも、収支不足が避けられない状況にあり、赤字決算に陥る可能性があります。

地方交付税が減少するなど、厳しい財政環境の中、さらなる事務事業の見直しや、職員数の削減など、行財政の抜本的な改革に取り組むことが急務となっています。

財政推計（石狩市）

1 歳入推計

（単位：百万円）

	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
地 方 税	7,952	7,952	7,952	7,952	7,952	7,952	7,952	7,952	7,952	7,952	7,952
地 方 譲 与 税	308	308	308	308	308	308	308	308	308	308	308
利 子 割 交 付 金	222	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
ゴルフ場利用税交付金	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
地方消費税交付金	495	495	495	495	495	495	495	495	495	495	495
自動車取得税交付金	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
地方特例交付金	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164
地 方 交 付 税	4,356	4,276	4,388 4,276	4,502 4,276	4,621 4,276	4,742 4,276	4,867 4,276	4,997 4,276	5,129 4,276	5,266 4,276	5,407 4,276
普通交付税	3,766	3,710	3,822 3,710	3,936 3,710	4,055 3,710	4,176 3,710	4,301 3,710	4,431 3,710	4,563 3,710	4,700 3,710	4,841 3,710
特別交付税	590	566	566	566	566	566	566	566	566	566	566
交通安全対策特別交付金	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
分担金及び負担金	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103
使用料及び手数料	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183
国 庫 支 出 金	1,436	1,655	1,353	1,516	1,548	1,524	1,564	1,608	1,648	1,677	1,713
道 支 出 金	1,095	721	730	737	746	755	766	777	788	797	807
財 産 収 入	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
寄 附 金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
繰 入 金	629	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 越 金	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸 収 入	7,612	7,016	7,016	7,016	7,016	7,016	7,016	7,016	7,016	7,016	7,016
地 方 債	1,914	2,729	1,500 1,481	2,000 1,961	2,000 1,941	1,800 1,720	1,800 1,699	1,800 1,677	1,800 1,654	1,800 1,631	1,800 1,607
うち臨時財政 対策債	286	632	651 632	671 632	691 632	712 632	733 632	755 632	778 632	801 632	825 632
うち減税補てん債	75	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
合 計	26,964	25,957	24,547 24,416	25,331 25,066	25,491 25,087	25,397 24,851	25,573 24,881	25,758 24,914	25,941 24,942	26,116 24,957	26,303 24,979

2 歳出推計

（単位：百万円）

	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
人 件 費	3,765	3,765	3,765	3,765	3,765	3,765	3,765	3,765	3,765	3,765	3,765
うち職員給	2,647	2,647	2,647	2,647	2,647	2,647	2,647	2,647	2,647	2,647	2,647
扶 助 費	1,569	1,651	1,730	1,791	1,870	1,952	2,049	2,154	2,253	2,327	2,418
公 債 費	2,792	2,808	2,874	2,736	2,781	2,701	2,689	2,655	2,604	2,587	2,417
元 利 償 還 金	2,777	2,793	2,859	2,721	2,766	2,686	2,674	2,640	2,589	2,572	2,402
一 借 利 子	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
小 計	8,126	8,224	8,369	8,292	8,416	8,418	8,503	8,574	8,622	8,679	8,600
物 件 費	2,640	2,781	2,781	2,781	2,781	2,781	2,781	2,781	2,781	2,781	2,781
維 持 補 修 費	719	877	905	935	966	998	1,031	1,065	1,100	1,137	1,174
補 助 費 等	3,203	3,203	3,203	3,203	3,203	3,203	3,203	3,203	3,203	3,203	3,203
積 立 金	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資・出資・貸付金	7,469	6,638	6,638	6,638	6,638	6,638	6,638	6,638	6,638	6,638	6,638
繰 出 金	1,863	1,806	1,896	1,991	2,090	2,195	2,305	2,420	2,541	2,668	2,801
投 資 的 経 費	2,645	3,283	1,281	2,074	2,041	1,676	1,641	1,605	1,567	1,529	1,489
普 通 建 設	2,633	3,283	1,281	2,074	2,041	1,676	1,641	1,605	1,567	1,529	1,489
災 害 復 旧	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	26,761	26,812	25,073	25,914	26,135	25,909	26,102	26,286	26,452	26,635	26,686

3 歳入歳出比較

（単位：百万円）

	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
歳 入 A	26,964	25,957	24,547 24,416	25,331 25,066	25,491 25,087	25,397 24,851	25,573 24,881	25,758 24,914	25,941 24,942	26,116 24,957	26,303 24,979
歳 出 B	26,761	26,812	25,073	25,914	26,135	25,909	26,102	26,286	26,452	26,635	26,686
差（A - B）	203	▲ 855	▲ 526 ▲ 657	▲ 583 ▲ 848	▲ 644 ▲ 1,048	▲ 512 ▲ 1,058	▲ 529 ▲ 1,221	▲ 528 ▲ 1,372	▲ 511 ▲ 1,510	▲ 519 ▲ 1,678	▲ 383 ▲ 1,707

財政推計（厚田村）

1 歳入推計

（単位：百万円）

	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
地 方 税	255	255	255	255	255	255	255	255	255	255	255
地 方 譲 与 税	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
利 子 割 交 付 金	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
ゴルフ場利用税交付金	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
地方消費税交付金	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
自動車取得税交付金	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方特例交付金	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
地 方 交 付 税	2,059	1,871	1,871 1,834	1,871 1,799	1,871 1,764	1,871 1,730	1,871 1,696	1,871 1,664	1,871 1,632	1,871 1,600	1,871 1,570
普通交付税	1,839	1,660	1,660 1,623	1,660 1,588	1,660 1,553	1,660 1,519	1,660 1,485	1,660 1,453	1,660 1,421	1,660 1,389	1,660 1,359
特別交付税	220	211	211	211	211	211	211	211	211	211	211
交通安全対策特別交付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
分担金及び負担金	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
使用料及び手数料	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
国 庫 支 出 金	81	64	190	142	121	121	121	121	121	121	121
道 支 出 金	185	120	108	79	79	79	79	79	79	79	79
財 産 収 入	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
寄 附 金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
繰 入 金	142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 越 金	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸 収 入	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64
地 方 債	512	535	566 558	407 395	346 330	304 284	301 277	324 297	319 289	291 257	285 248
うち臨時財政 対策債	82	183	183 175	183 171	183 167	183 163	183 160	183 156	183 153	183 149	183 146
うち減税補てん債	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合 計	3,625	3,155	3,300 3,255	3,064 2,980	2,982 2,859	2,940 2,779	2,937 2,738	2,960 2,726	2,955 2,686	2,927 2,622	2,921 2,583

2 歳出推計

（単位：百万円）

	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
人 件 費	731	731	731	731	731	731	731	731	731	731	731
うち職員給	411	411	411	411	411	411	411	411	411	411	411
扶 助 費	36	36	36	37	37	37	38	38	39	39	39
公 債 費	517	497	474	445	440	415	395	367	333	272	263
元利償還金	517	497	474	445	440	415	395	367	333	272	263
一借利子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	1,284	1,264	1,241	1,213	1,208	1,183	1,164	1,136	1,103	1,042	1,033
物 件 費	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292
維持補修費	160	161	162	163	165	166	167	169	170	171	173
補助費等	722	722	722	722	722	722	722	722	722	722	722
積 立 金	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資・出資・貸付金	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
繰 出 金	625	555	577	413	375	342	333	369	375	343	330
投 資 的 経 費	430	337	453	389	300	300	300	300	300	300	300
普通建設	381	337	453	389	300	300	300	300	300	300	300
災害復旧	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	3,566	3,353	3,469	3,214	3,084	3,027	3,000	3,010	2,984	2,892	2,872

3 歳入歳出比較

（単位：百万円）

	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
歳 入 A	3,625	3,155	3,300 3,255	3,064 2,980	2,982 2,859	2,940 2,779	2,937 2,738	2,960 2,726	2,955 2,686	2,927 2,622	2,921 2,583
歳 出 B	3,566	3,353	3,469	3,214	3,084	3,027	3,000	3,010	2,984	2,892	2,872
差（A - B）	59	▲ 198	▲ 169 ▲ 214	▲ 150 ▲ 234	▲ 102 ▲ 225	▲ 87 ▲ 248	▲ 63 ▲ 262	▲ 50 ▲ 284	▲ 29 ▲ 298	35 ▲ 270	49 ▲ 289

財政推計（浜益村）

1 歳入推計

（単位：百万円）

	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
地 方 税	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156
地 方 譲 与 税	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
利 子 割 交 付 金	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
ゴルフ場利用税交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方消費税交付金	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
自動車取得税交付金	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方特例交付金	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
地 方 交 付 税	1,588	1,379	1,379	1,379	1,379	1,379	1,379	1,379	1,379	1,379	1,379
普通交付税	1,368	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
特別交付税	220	211	211	211	211	211	211	211	211	211	211
交通安全対策特別交付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
分担金及び負担金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
使用料及び手数料	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
国 庫 支 出 金	123	50	47	47	47	47	47	47	47	47	47
道 支 出 金	190	213	128	128	128	128	128	128	128	128	128
財 産 収 入	31	24	14	14	14	14	14	14	14	14	14
寄 附 金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
繰 入 金	144	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 越 金	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸 収 入	22	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
地 方 債	277	854	373	373	373	373	373	373	373	373	373
うち臨時財政 対策債	78	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171
うち減税補てん債	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合 計	2,730	2,842	2,263 2,233	2,263 2,205	2,263 2,177	2,263 2,149	2,263 2,122	2,263 2,096	2,263 2,070	2,263 2,045	2,263 2,020

2 歳出推計

（単位：百万円）

	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
人 件 費	694	694	694	694	694	694	694	694	694	694	694
うち職員給	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432
扶 助 費	49	49	50	50	51	51	52	52	53	53	54
公 債 費	508	487	468	436	390	393	381	369	362	319	314
元 利 償 還 金	508	483	466	434	388	391	379	367	360	317	312
一 借 利 子	0	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
小 計	1,251	1,230	1,212	1,180	1,135	1,138	1,127	1,115	1,109	1,066	1,062
物 件 費	214	214	214	214	214	214	214	214	214	214	214
維持補修費	45	46	48	49	50	52	54	55	57	58	60
補 助 費 等	302	302	312	312	312	312	312	312	312	312	312
積 立 金	15	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1
投資・出資・貸付金	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
繰 出 金	217	205	219	219	217	213	213	211	212	213	213
投 資 的 経 費	603	1,047	399	424	424	432	411	394	386	386	386
普通建設	588	1,047	399	424	424	432	411	394	386	386	386
災害復旧	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2,653	3,061	2,411	2,405	2,359	2,368	2,338	2,308	2,297	2,256	2,254

3 歳入歳出比較

（単位：百万円）

	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
歳 入 A	2,730	2,842	2,263 2,233	2,263 2,205	2,263 2,177	2,263 2,149	2,263 2,122	2,263 2,096	2,263 2,070	2,263 2,045	2,263 2,020
歳 出 B	2,653	3,061	2,411	2,405	2,359	2,368	2,338	2,308	2,297	2,256	2,254
差（A - B）	77	▲ 219	▲ 148 ▲ 178	▲ 142 ▲ 200	▲ 96 ▲ 182	▲ 105 ▲ 219	▲ 75 ▲ 216	▲ 45 ▲ 212	▲ 34 ▲ 227	7 ▲ 211	9 ▲ 234

3 合併による効果

(1) 財政規模及び職員数

合併による効果の一つとして、行財政運営の効率化や基盤の強化への期待があげられますが、このことについて検証しました。

①財政規模の推計

ア 総額の推計

合併した場合の財政規模については、類似団体類型（「類似団体別市町村財政指数表」 総務省自治財政局財務調査課）を用いて推計しました。

同規模団体の人口 1 人当たり歳出額	： 396,255 円
3 団体の H 1 2 国勢調査人口	： 59,734 人 (石狩市 54,567、厚田村 2,804 人、浜益村 2,363 人)

合併した場合の類似団体類型に基づく財政規模は、 $396,255 \text{ 円} \times 59,734 \text{ 人} = 23,669,896 \text{ 千円}$ と推計できます。なお、平成 1 2 年度の各団体の歳出総額との比較は、表 1 のとおりです。

表 1 (単位：千円)

	歳出総額（平成 1 2 年度）
石狩市	21,082,532
厚田村	3,351,270
浜益村	3,100,544
計 A	27,534,346
合併後団体推計 B	23,669,896
差引 A－B	3,864,450

※石狩市について、実際の決算額は 27,568,632 千円ですが、土地開発公社の貸付金 6,486,100 千円については、特殊要因であることから除いています。

表 1 のとおり、3 市村の単純合計では、**約 2 7 5 億円**ですが、
合併した場合、**約 2 3 7 億円**と推計されます。

イ 部門別の推計

次に歳出総額のうち、いずれの市村にあっても、共通の固定的経費が大部分を占めており、かつ施策選択による影響を受けることが少ない、管理部門経費（総務費）、議会部門経費（議会費）について推計します。

・ 管理部門経費（総務費）の推計

同規模団体の人口 1 人当たりの総務費：	54,944 円
3 団体の H 1 2 国勢調査人口：	59,734 人

合併した場合の類似団体類型に基づく管理部門経費（総務費）は、54,944 円 × 59,734 人 = 3,282,025 千円と推計できます。なお、平成 1 2 年度の各団体の歳出額との比較は、表 2 のとおりです。

表 2 (単位：千円)

	総務費（平成 1 2 年度）
石狩市	2,535,392
厚田村	672,405
浜益村	424,626
計 A	3,632,423
合併後団体推計 B	3,282,025
差引 A - B	350,398

表 2 のとおり、3 市村の単純合計では、約 3 6 億円ですが、
合併した場合、約 3 3 億円と推計されます。

(参考) 市・村長、助役、収入役の人件費の推計

管理部門経費（総務費）に含まれる、市・村長、助役、収入役の人件費は、それぞれ、表 3 のとおりです。

表 3 (単位：千円)

H 1 2	石狩市	厚田村	浜益村	計
市・村長	21,573	20,595	19,299	61,467
助役	17,382	17,439	16,616	51,437
収入役	15,423	15,204	(0)	(30,627)
計	54,378	53,238	(35,915)	(143,531)
			50,470	158,086

※人件費＝給料＋期末・寒冷地手当＋共済費＋福祉協会・退職手当負担金

※浜益村は、平成 1 4 年 4 月以降収入役が欠員（同 7 月以降廃止）となっている。

() は、浜益村の収入役廃止に係る人件費を除いた額。

合併した場合の市・村長、助役、収入役の人件費について、各職の最高額と仮定した場合は、21,573 千円 + 17,439 千円 + 15,423 千円 = 54,435 千円と推計できます。

表 3 のとおり、3 市村の単純合計では、約 1 億 5 8 百万円ですが、
合併した場合、約 5 4 百万円と推計されます。

なお、教育長の人件費（教育費）については、表４のとおりです。

表４ (単位：千円)

H 1 2	石狩市	厚田村	浜益村	計
教育長	15,423	15,165	14,514	45,102

・ 議会部門経費（議会費）の推計

同規模団体の人口１人当たりの議会費：	5,033 円
３団体の H 1 2 国勢調査人口：	59,734 人

合併した場合の類似団体類型に基づく議会部門経費（議会費）は、5,033 円 × 59,734 人 = 300,641 千円と推計できます。なお、平成 12 年度の各団体の歳出額との比較は、表５のとおりです。

表５ (単位：千円)

	議会費（平成 12 年度）
石狩市	242,739
厚田村	80,900
浜益村	75,858
計 A	399,497
合併後団体推計 B	300,641
差引 A－B	98,856

表５のとおり、３市村の単純合計では、約**３億 9 9 百万円**ですが、合併した場合、約**３億 1 百万円**と推計されます。

なお、議会費は、議員報酬が大宗を占めることから、合併による議員定数の減少による節減額を推計する場合、平成 14 年 6 月現在の議員定数（条例定数）は、石狩市 27 名、厚田村及び浜益村が各 12 名の計 51 名であります。合併により、議員上限数は 30 名となり、少なくとも 21 名の減少となります。

この議員数の減による節減額について、現在の議員報酬額から試算すると次のとおりです。

・ 議員報酬等額の推計

議会部門経費（議会費）に含まれる、議員報酬額は表６のとおりです。

表 6

(単位：千円)

H 1 2	石狩市	厚田村	浜益村	計
議長	7,974	4,977	4,664	17,615
副議長	6,998	4,278	4,111	15,387
議員	(25 名) 154,491	(10 名) 38,069	(10 名) 36,138	(45 名) 228,698
計	169,463	47,324	44,913	261,700

※議員報酬等＝報酬＋議員手当＋共済費

※154,491÷25 名＝6,180 千円（議員 1 人当たり報酬額）

※浜益村については、12 年度中に改選が行われ、定数を 14 名から 12 名に減じたことから、現行定数の 12 名の平年ベースに調整した額です。

各職の最高額と仮定した場合、7,974 千円＋6,998 千円＋(6,180 千円×28 名)＝188,012 千円と推計できます。

表 6 のとおり、3 市村の単純合計では、約 2 億 6 2 百万円ですが、
合併した場合、約 1 億 8 8 百万円と推計されます。

表 7

	現在の議員定数 (H 1 4 . 6 現在)	合併した場合の法定定数 (H 1 5 . 1 . 1 以降)
石狩市	27 人 (26 人)	30 人
厚田村	12 人	
浜益村	12 人	
計	51 人 (50 人)	

※（ ）は、次回の一般選挙から適用される定数。

なお、合併特例法により定数特例（最初の選挙において法定定数の 2 倍まで定数を増やすことができる。1 期 4 年間のみ）と在任特例（旧団体の議員が、合併後 2 年以内は新団体の議員でいることができる）の 2 つの特例制度が設けられ、そのいずれかを選択できるとされており、この場合、議員数の減は、合併後、2 年以内（在任特例）又は 4 年後（定数特例）となります。

②普通会計職員数の推計

合併後団体の職員数については、人口規模が同程度の職員数を参考として推計しました。

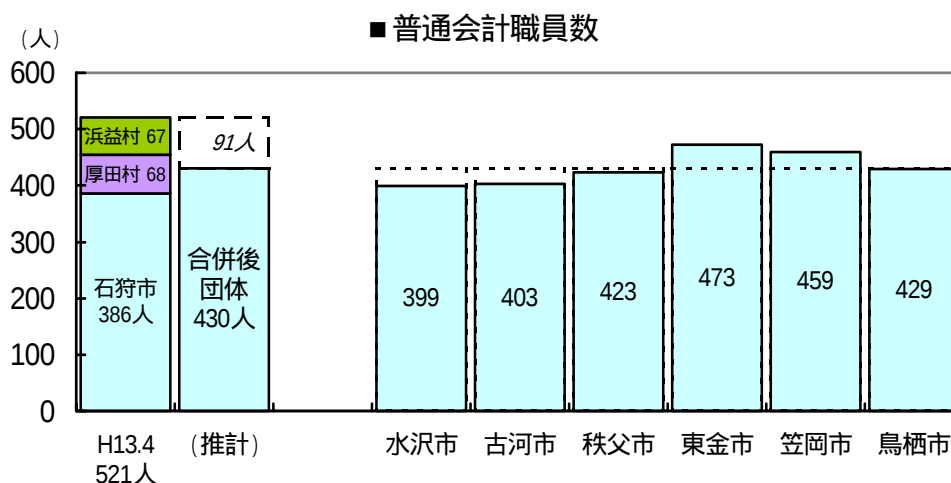
表 8

(単位：人)

	H 1 2 国調人口 A	普通会計職員数 (H 1 3 . 4 . 1) B	職員 1 人当たり人口 A / B
水沢市 (岩手県)	60,990	399	152.9
古河市 (茨城県)	58,727	403	145.7
秩父市 (埼玉県)	59,790	423	141.3
東金市 (千葉県)	59,605	473	126.0
笠岡市 (岡山県)	59,300	459	129.2
鳥栖市 (佐賀県)	60,726	429	141.6
6 市合計	359,138	2,586	138.9
石狩市	54,567	386	141.4
厚田村	2,804	68	41.2
浜益村	2,364	67	35.3
3 団体合計	59,735	521	114.7

3 市村の人口 59,735 人を、類似団体 6 市の職員 1 人当たりの人口 138.9 人で除すと $(59,735 \div 138.9 \div 430)$ 約 430 人となります。

表 8 のとおり、3 市村の単純合計では、521 人ですが、
合併した場合、430 人と推計されます。



行政運営上、一定の行政水準を維持するためには、小規模市町村であっても一定の人員配置による組織体制や事務的経費など固定的な経費が必要です。

合併した場合は、スケールメリット（規模による利益）効果により、財政規模の縮減や職員数の削減など、行財政運営の効率化が図られます。

なお、このことは、合併後直ちに実現できるものではなく、ある程度の期間が必要となります。

（２）財政支援措置

合併により、諸経費の節減が可能となり、効率的な行財政運営が可能となるが、一方では新しいまちづくりのために、ある程度の経費を要することとなります。

特に、合併直後の数年間は、行政の一体化に要する経費や住民サービス水準の調整に要する経費が見込まれ、合併後の新しいまちづくりについては、合併協議会によって策定する市町村建設計画に基づいて行いますが、いずれにしても公共施設の整備や地域振興などに多額の経費がかかります。

新しいまちづくりを支援するために、国及び道において以下による様々な支援策があります。

①普通交付税の算定の特例（合併算定替）

普通交付税については、合併が行われた場合、スケールメリットにより様々な経費の節減が可能となることから、一般的には交付税額が減少すると考えられています。しかしながら、経費の節減効果は合併後直ちに現れるものばかりではないことから、合併後１０年間は合併前の市・村が存続したものとみなして算定した額が保障され、さらに５年間は激変緩和措置が講ぜられます。

合併算定替の効果について、次のとおり試算しました。

【算定の条件等】

ア 平成１３年度普通交付税算定を基に算出。

イ 基準財政収入額は一本算定（新団体）と合併算定替（旧団体の合算額）とほとんど額が変わらないことから、同額で算定。

ウ 新団体の役所所在地は石狩市とする。（Ⅱの地域４種地 評点６６６点）

エ 新団体の農業級地は１級地、林野級地は２級地。

（各種指標により算出し級地を決定）

現行：農業級地…石狩市無級地 厚田村３級地 浜益村２級地

林野級地…石狩市１級地 厚田村４級地 浜益村４級地

オ 合併特例債はないものとする。

表 9

(単位：千円)

	基準財政需要額					基準財政 収入額
	石狩市	厚田村	浜益村	計	合併後団体	
本算定	10,400,772	2,178,031	1,554,444	14,133,247		7,149,023
合併算定	10,456,423	2,269,102	1,647,388	14,372,913		
一本算定					13,590,529	

※本算定と合併算定の相違は、①生活保護費において厚田村及び浜益村が算定されること②その他の諸費（人口・経常）において3団体に合併補正が適用されることによる。

交付基準額＝基準財政需要額－基準財政収入額であることから、

・ 3市村の単純合計

$$14,133,247 - 7,149,023 = 6,984,224 \text{ 千円}$$

$$(\text{石狩市 } 3,774,083 + \text{厚田村 } 1,840,832 + \text{浜益村 } 1,369,309)$$

・ 合併した場合

$$14,372,913 - 7,149,023 = 7,223,890 \cdots A$$

$$13,590,529 - 7,149,023 = 6,441,506 \cdots B$$

本来は、Bの額となるが、合併特例法に基づく普通交付税の算定の特例によりAの額となる。

$$A \text{ と } B \text{ の差額、 } A - B = 782,384 \text{ 千円} \cdots \text{合併算定替による増加需要額}$$

合併をしても10年間（その後5年間は激変緩和措置）は、普通交付税の額の算定に当たっては、不利にならないということがいえます。

なお、Aの額が合併後10年間同一の額ということではなく、毎年度算定し、額が決定します。

(参考) 3団体の普通交付税額（当初算定）の推移

表 10

(単位：千円、%)

	石狩市	厚田村	浜益村	計
H 1 1	3,672,703 (12.0)	1,969,084 (▲0.4)	1,570,062 (▲3.1)	7,211,849 (4.9)
H 1 2	3,730,946 (1.6)	1,945,664 (▲1.2)	1,523,348 (▲3.0)	7,199,958 (▲0.2)
H 1 3	3,766,379 (0.9)	1,839,219 (▲5.5)	1,368,158 (▲11.0)	6,973,756 (▲3.1)
H 1 4	3,710,480 (▲1.5)	1,659,959 (▲9.7)	1,168,033 (▲14.6)	6,538,472 (▲6.2)

※ () は増減率

②地方債の特例（合併特例債）

ア 市町村建設計画に基づく合併市町村まちづくりのための建設事業

- ・ 標準全体事業費
約 143 億円（合併から 10 年間の事業の合算）
- ・ 起債可能額（標準全体事業費の 95%）
約 136 億円（143 億円 × 95%）
- ・ 普通交付税算入額（起債可能額の 70%）
約 95 億円（136 億円 × 70%）

○対象事業

- ①合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業
 - ・ 旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設の整備
（例：旧市町村相互間の道路、橋りょう、トンネル等）
 - ・ 合併市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設の整備
（例：住民が集う運動公園等の整備）
- ②合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
 - ・ 合併市町村内の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備
（例：介護福祉施設が整備されていない地区への施設の整備）
 - ・ 同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備
（例：ある地域には文化施設があるため、他の地域に体育施設を整備するなどして、合併市町村全体としてのバランスのとれた発展を図る）
- ③合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
 - ・ 類似の目的を有する公共的施設を統合する事業

イ 合併市町村の振興、地域住民の一体感醸成等のための基金造成

- ・ 標準基金規模の上限
約 19 億円
- ・ 起債可能額（標準基金規模の上限の 95%）
約 18 億円（19 億円 × 95%）
- ・ 普通交付税算入額（起債可能額の 70%）
約 13 億円（18 億円 × 70%）

○基金の目的

合併市町村における地域住民の連帯の強化又は旧市町村の区域であった区域における地域振興等のために設ける基金（合併市町村振興基金）に対する積立てのうち、特に必要と認められる経費については、合併特例債を起すことができるものとする。

- ・新市町村の一体感の醸成に資するもの

（例：イベント開催、新市町村のＣＩ、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成等）

- ・旧市町村単位の地域の振興

（例：地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策等）

【基金】

地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

いわば、地方公共団体の貯金のこと。

現行制度上、自らの自治体の基金造成のために地方債を充てることができなく、一般財源により造成している。

合併市町村振興基金造成のために、地方債を充て、かつ交付税措置があることは、極めて、特例的な措置である。

【地方債】

地方公共団体が第三者から資金の借入れを行うことによって負担する長期にわたる債務をいう。いわば、地方公共団体の借金のこと。

建設事業に対しては、各種の地方債があるが、**合併特例債はその中においても交付税措置率が66.5%と高く、有利な地方債といえる。**

なお、他では、特別立法に基づく辺地債（交付税措置率80%）及び過疎債（交付税措置率70%）があり、これらの地方債は厚田村及び浜益村は適用されるが石狩市は適用できない。

しかしながら、交付税措置率が高いとはいえ、**借金には変わりなく、活用する場合、将来の財政を見据える必要がある。**

③補助金

ア 国の制度

◇合併市町村補助金

合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられた経費につき、合併関係市町村の人口規模に応じて補助。

3市村の場合：3億30百万円（3ヵ年の上限額）

○対象事業

合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要な事業

- ①合併市町村において統一的に業務を遂行する上で必要となり、かつ、合併市町村の行政運営の合理化又は効率化に資する事業
 - ・ 合併による出納、税務等の電算システムの変更
 - ・ 合併市町村の統一業務マニュアルの作成
- ②住民への行政サービスの水準の確保、強化に資する事業
 - ・ 議場、庁舎、支所等の改修等
- ③公共施設相互間の連携の強化に関する事業
 - (本庁・支所間、図書館、文化ホール、体育施設等)
 - ・ 電話、防災行政無線の統一
 - ・ ネットワーク回線増設に伴うLAN間接続機器の改良
 - ・ 図書館貸出システムの統一
- ④合併市町村の区域内における人的・物的交流の促進を図るための必要な事業
 - ・ 地域間連絡バス等の購入
- ⑤合併市町村の一体性の速やかな確立を図るための必要な事業
 - ・ 合併記念式典開催事業
 - ・ 合併記念碑の建立
- ⑥その他総務大臣が必要と認める事業

イ 北海道の制度

◇合併支援補助

市町村建設計画に基づいて行う事業（公用施設のための整備事業を除く）で、地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要な事業に対する補助。

項 目		内 容
補助対象者		平成17年3月31日までに合併する市町村
補助率		1／2以内
ハード系	上限額	2億円／事業
	下限額	5万人以上の市 20百万円／事業
ソフト系	上限額	20百万円／事業
	下限額	5百万円／事業

④特別交付税措置

◇市町村合併に対する措置

平成17年3月31日までに市町村合併を行った団体について、合併年度またはその翌年度から3年にわたり合併後の財政需要を措置。

3市村の場合：約4億20百万円（3ヵ年の合計額）

○支援内容

①新しいまちづくり

- ・合併を機に行う新たなまちづくりの財政需要を包括的に措置
(例：施設間ネットワーク化、コミュニティ施設整備、総合交通計画の策定等)

②公共料金格差是正

- ・合併市町村間における公共料金の統一に要する一般会計負担を包括的に措置

③公債費負担格差是正

- ・合併市町村間における公債費負担格差是正について、利子相当額を包括的に措置

④土地開発公社の経営健全化

- ・土地開発公社について、合併を機に経営健全化を図ろうとする設立・設置市町村の取り組みを包括的に支援

◇合併移行経費に対する措置

合併市町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する電算システム統一等の経費についての措置。

措置額：総務大臣が調査した額×0.5

◇市町村合併公債費負担格差是正

合併が行われた日の属する年度の前年度における起債制限比率が、全国平均起債制限比率を超える市町村を対象に措置。

12年度全国平均：12.3%（石狩市：11.1% 厚田村：5.2% 浜益村：12.4%）

合併した場合、普通交付税の算定の特例、合併特例債等、各種の財政支援措置がありますが、事業の選択、実施に当たっては、地方債の償還や維持管理経費など、将来の財政負担を考慮し、事業の必要性を検討する必要があります。

4 期待されること及び懸念されること

合併により期待される事項及び懸念される事項について、次のとおり整理しました。

(1) 期待されること

①行財政運営の基盤強化、効率化

組織体制の再構築、適正な人員配置による行政能力の集積、専任担当者による業務の専門化・高度化、さらには、情報化、男女共同参画、消費者対策、危機管理対策など、個別の政策課題への十分な組織体制づくりの拡充・強化が図られます。

管理部門等の経費節減、各自治体がそれぞれ個別に処理していた事務の統合、分散処理から一括処理への転換による節減効果が期待されます。

②まちづくりへの期待

広域的視点に立った、総合的かつ効果的なまちづくりが図られ、それぞれの地域が持つ産業、自然、気候風土、人など、地域特性や資源、財産を最大限に活用し、融合による相乗的な効果が生まれ、新しい地域価値観の創出、合併関連施策による大型事業、懸案事項の実現など、新たな施策展開が期待されます。

③住民サービスの向上

自治体業務全般を通じて専門化、高度化が進められるとともに、情報管理や情報処理能力の集積による効率的、効果的な住民サービスの実現が期待されます。

④地域間交流の機会拡大

自治体間、縦割的な住民、組織単位の交流から、単一自治体の住民、組織としての意識、連帯感の醸成による、住民自治への機運の高揚が期待されます。

既存の地域政策の交流や職員同士の交流が助長され、行政組織として発展的な成長が期待されます。

⑤地域の存在感とイメージアップ

暑寒別天売焼尻国定公園を含む南北およそ70kmに及ぶ海岸線は、観光資源・漁場として大きな魅力となります。また、石狩川・厚田川・浜益川の3河川に広がる穀倉地域は、多種多様な農産物を生産しています。

海・山・川から享受する豊富な食糧資源・自然環境と、札幌圏の物流拠点である国際貿易港「石狩湾新港」との融合は、新しい都市の魅力と可能性の創出が期待されます。

(2) 懸念されること

①行政区域の拡大による弊害

本庁と支所（出張所）との役割分担から、機能、権能差が生じることも想定され、従来の役場が有していた行政機能の存在が遠くなる地域が生じること、それに伴い住民利便性の低下やニーズに即した行政サービスへの影響が考えられます。

また、行政機能や権能の中央集積化に伴う弊害、行政、議会への住民意志の反映がしづらくなる可能性も考えられます。

②投資バランスの懸念

公共事業、公共投資が比較的人口の集中する地域へ偏りがちになった場合、中心的な機能・役割を担う地域と、そうでない地域との格差が広がることが予想され、過疎、高齢化の著しい地区はさらに拍車のかかる恐れもあります。

③住民サービス低下の懸念

各自治体が政策的に行ってきた独自の住民サービスが、見直されることに伴い、従前の行政サービスの低下が懸念されます。

④歴史・文化・伝統の希薄化

個々の自治体が培った、歴史・文化・伝統など、地域の特性が希薄化することが懸念されます。

5. 住民サービス等の現状

(1) 生活環境

住民生活に深く関わり、基本的なサービスの代表として上下水道がありますが、その規模の違いから上水道においては料金に若干の差があり、下水道においても、石狩市、厚田村の料金に大きな差があります。(浜益村は未整備)

(平成14年4月1日現在)

(単位:円)

項		目		石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村
水 道 料 金	10 m ³ まで			1,900	2,500	2,060
	20 m ³ まで			4,315	5,100	4,110
	30 m ³ まで			7,150	7,700	6,160
	40 m ³ まで			9,985	10,300	8,210
	50 m ³ まで			12,820	12,900	10,260
公共下水道料金	10 m ³ まで			990	1,750	—
	20 m ³ まで			2,197	3,550	
	30 m ³ まで			3,405	5,350	
	40 m ³ まで			5,158	7,150	
	50 m ³ まで			6,912	8,950	
し尿処理手数料	リットル当り			4 円 54 銭	6 円	7 円 35 銭
斎 場 使 用 料	火 葬 室	十 三 歳	市 村 内	5,000	10,000	—
		以 上	市 村 外	30,000	30,000	
		十 三 歳	市 村 内	3,300	8,000	
		未 満	市 村 外	20,000	25,000	
	待合室			2 時間以内 2,060	火葬室に含む	
墓 地 使 用 料	1 区画			30,000 管理料 30,900	30,000	無償
狂犬病手数料	注射料金			3,000	2,490	2,490
防 犯 灯 補 助	設置費補助率			60%	100%	50%
	修繕費補助率			60%	100%	50%
	電気料補助率			60%	80%	70%
除 雪	除雪基準			10cm	10cm	10cm

(2) 保健・福祉

住民サービスの基本的なもののうち、各種検診では各地域の実態に合った内容と負担になっていますが、3市村とも同程度の検診が実施されています。

しかし、国民健康保険税については賦課方式や限度額に差があり、また、少子化の進む厚田村、浜益村にあっては出生に関する祝い金制度があり、さらに浜益村では、定住等に対する支援制度を設けています。

(平成 14 年 4 月 1 日現在)

(単位：円)

項 目			石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村
国民健康保険税	一人当たり	H12	82,576	66,122	61,028
	一世帯当り	決算	163,148	145,752	122,692
	賦課限度額		570,000	590,000	570,000
国民健康保険事業	葬祭費		20,000	20,000	30,000
	出生育児一時金		300,000	300,000	300,000
主な検診負担金	胃ガン検診負担金		(18～39 歳) 2,000 (40～69 歳) 1,500	(30～ 歳) 500	(35～ 歳) 500
	肺ガン検診負担金		(40～69 歳) 500	(30～ 歳) 0	(35～ 歳) 500
	子宮ガン検診負担金		(30～69 歳) 1,500	(30～ 歳) 500	(30～ 歳) 500
	大腸ガン検診負担金		(40～69 歳) 1,000	(30～ 歳) 500	(35～ 歳) 500
	基本健康診査負担金		(40～69 歳) 500	(35～ 歳) 1,000	(35～ 歳) 500
	一般健康診査負担金		(18～39 歳) 500		(35～ 歳) 0
	骨粗しょう症検診		(18～59 歳) 500	(20～ 歳) 2,000	(18～ 歳) 2,000
	頭部検診負担金		—	(40～ 歳) 2,000	(40～ 歳) 5,000
	脳トック負担金		(40～ 歳) 6,000	(40～ 歳) 15,000	—
	人間トック負担金		—	(35～69 歳) 3,000 (国保加入者)	4,300
乳幼児医療費支給	入院を除く医療費		4 歳誕生日月末迄	3 歳誕生日月末迄	6 歳到達年度末迄
	入院		6 歳誕生日月末迄	6 歳誕生日月末迄	6 歳到達年度末迄
各 種 祝 い 金	出生祝い金等		—	健やか赤ちゃん祝い 金 誕生時 100,000	のぞみ祝い金(第3子 以降) 小学校入学時 200,000 中学校卒業時 300,000
	敬老祝い金		長寿祝い金 70 歳 10,000 77 歳 15,000 88 歳 20,000 99 歳 30,000 100 歳 50,000	敬老年金 70 歳 13,000 77 歳 15,000 88 歳 30,000 99 歳 50,000	敬老祝い金 99 歳 15,000 (社会福祉協議会)
介護保険料	第1号被保険者基準 月額		3,100	3,758	3,350

(3) 教育

教育におけるサービスにおいては、給食費に差があるものの、他に大きな差は見られません。

(平成 14 年 4 月 1 日現在)

(単位 : 円)

項 目		石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村
学 校 給 食 費	小学校	4,400	3,800	3,600~3,960
	中学校	5,000	4,500	4,350~4,590

※年間給食日数により最終月で金額調整あり (石狩市)

(4) 手数料及び税

窓口における各種証明事務手数料のうち、利用頻度の高い住民票、印鑑登録の証明に若干の差があります。また、市町村民税の均等割については、人口規模により石狩市と厚田村、浜益村に 500 円の差があります。

(平成 14 年 4 月 1 日現在)

単位 : 円)

項 目		石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村
主な窓口手数料	住民票	250	250	300
	印鑑登録の証明	350	350	300
	戸籍謄本・抄本	450	450	450
市 町 村 民 税	均等割	2,500	2,000	2,000

おわりに

研究会では、昨今の市町村合併論議、地方財政を取り巻く厳しい財政環境、さらには構造改革、地方分権社会への対応など、多くの社会的背景を考慮しながら、石狩沿岸の3つのまちの合併問題について、行財政の現状分析や比較、合併特例法による支援措置の検証などの調査・研究を進めてきました。

今後、全国的な市町村合併の進展により、基礎的自治体は、ますます自己決定、自己責任能力が求められていくとともに、将来に向かって個性ある地域の発展、活力のある地域の創造がとても重要になっていくと考えられます。

合併議論の必要性について、次のとおり整理しました。

- (1) 今、国・地方は深刻な財政的危機に陥り、それを乗り切っていくため、地方自治体、特に基礎的自治体は行財政基盤の確立、足腰の強い組織体制づくりを強く求められています。
- (2) 第27次地方制度調査会などでは、基礎的自治体として期待される役割、小規模市町村の在り方などの議論が本格化しており、これからの自治体は、住民と直結した行政を展開する重要な責務を担うため、その受け皿づくり、業務や機能の集中・集積、高度化、専門化が急務となっています。
- (3) 平成14年度の普通交付税本算定では、石狩市▲1.5%、厚田村▲9.7%、浜益村▲14.6%（全国ベース▲4.0%）、特に両村にあっては臨時財政対策債分を含めたとしても、厚田村▲4.0%、浜益村▲7.3%という、非常に厳しい結果となっており、行政サービスへの影響を及ぼすことが考えられます。このことから、合併特例法等に基づく各種財政支援措置を視野に入れた、財政基盤の強化を検討する必要があります。

おわりに、この市町村合併を、石狩沿岸3市村の将来のまちづくり、未来を考える絶好のチャンスととらえ、住民・議会・行政が一体となった、公式な協議の場による具体的な議論、検討を行う必要があると考えます。

合併問題調査研究報告書

発行 平成14年9月

石狩市・厚田村・浜益村合併問題研究会

石狩市企画財政部企画調整課

(0133) 72-3161

厚田村まちづくり推進課

(01337) 8-2011

浜益村総務企画課

(013379) 2111